

財 関 第 1 2 8 9 号

平成 17 年 10 月 13 日

「水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際における取扱いについて」の一部改正について

標記のことについて、別添のとおり、農林水産省消費・安全局長から通知があったので、平成 17 年 10 月 20 日からこれにより実施されたい。

17消安 第6856号

平成17年10月7日

財務省関税局長 殿

農林水産省消費・安全局長

「水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際における取扱いについて」の一部改正について

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律（平成17年法律第36号）が平成17年4月27日、水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令（平成17年農林水産省令第108号）が平成17年10月5日にそれぞれ公布され、平成17年10月20日に施行されることに伴い、「水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際における取扱いについて」（平成8年7月10日付け8水研第688号水産庁長官通知）を別添のとおり改正し、平成17年10月20日から実施することとしたので、通関時における御協力方お願いする。

(別添)

新 旧 対 照 表

新	旧																						
1 対象となる水産動物 法第 13 条の 2 第 1 項により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物は、同法施行規則第 1 条の 2 に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。	1 対象となる水産動物の種苗 法第 13 条の 2 第 1 項により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物の種苗は、同法施行規則第 1 条の 2 に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。																						
<table><tr><th>水 産 動 物</th><th>関 税 定 率 法 (明 治 4 3 年 法 律 第 5 4 号) 別 表 の 番 号</th></tr><tr><td><u>こい、</u> <u>きんぎょその他のふな</u> <u>属の魚類、</u> <u>はくれん、</u> <u>こくれん、</u> <u>そうぎょ、</u> <u>あおうお</u></td><td>第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚) 第 0301.10 号の 2 (観賞用の魚のその他のもの) のうち、<u>ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお</u> 第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚) 第 0301.93 号の 2 (こいのその他のもの) 第 0301.99 号 (その他のもの) のうち、<u>ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお</u> 第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵) のうち、<u>こい、きんぎょその他のふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ及びあおうおのふ化用の魚卵</u></td></tr><tr><td>さけ科魚類の発眼卵</td><td>第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵) のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵</td></tr><tr><td>さけ科魚類の稚魚</td><td>第 0301.91 号の 1 (ますの養魚用の稚魚) 及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚) のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚</td></tr><tr><td>くるまえば属のえび類 の稚えび</td><td>第 0306.23 号の 1 (シュリンプ及びブローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの) のうち養殖用又は放流用の生きているえび (くるまえば属のものに限る。) <u>のうち、稚えび</u></td></tr></table>	水 産 動 物	関 税 定 率 法 (明 治 4 3 年 法 律 第 5 4 号) 別 表 の 番 号	<u>こい、</u> <u>きんぎょその他のふな</u> <u>属の魚類、</u> <u>はくれん、</u> <u>こくれん、</u> <u>そうぎょ、</u> <u>あおうお</u>	第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚) 第 0301.10 号の 2 (観賞用の魚のその他のもの) のうち、 <u>ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお</u> 第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚) 第 0301.93 号の 2 (こいのその他のもの) 第 0301.99 号 (その他のもの) のうち、 <u>ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお</u> 第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵) のうち、 <u>こい、きんぎょその他のふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ及びあおうおのふ化用の魚卵</u>	さけ科魚類の発眼卵	第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵) のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵	さけ科魚類の稚魚	第 0301.91 号の 1 (ますの養魚用の稚魚) 及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚) のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚	くるまえば属のえび類 の稚えび	第 0306.23 号の 1 (シュリンプ及びブローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの) のうち養殖用又は放流用の生きているえび (くるまえば属のものに限る。) <u>のうち、稚えび</u>	<table><tr><th>水産動物の種苗</th><th>関 税 定 率 法 (明 治 4 3 年 法 律 第 5 4 号) 別 表 の 番 号</th></tr><tr><td><u>こいの稚魚</u></td><td>第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚) のうち<u>こいの稚魚</u> 第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚)</td></tr><tr><td><u>こいの幼魚</u></td><td>第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚) のうち <u>全長 40cm 以下のこい (稚魚を除く。)</u> 第 0301.93 号の 2 (その他のもの) のうち全長 40cm 以下の<u>こい (稚魚を除く。)</u></td></tr><tr><td>さけ科魚類の発眼卵</td><td>第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵) のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵</td></tr><tr><td>さけ科魚類の稚魚</td><td>第 0301.91 号の 1 (ますの養魚用の稚魚) 及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚) のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚</td></tr><tr><td>くるまえば属のえび類 の稚えび</td><td>第 0306.23 号の 1 (シュリンプ及びブローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの) のうち養殖用又は放流用の生きているえび (くるまえば属のものに限る。)</td></tr></table>	水産動物の種苗	関 税 定 率 法 (明 治 4 3 年 法 律 第 5 4 号) 別 表 の 番 号	<u>こいの稚魚</u>	第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚) のうち <u>こいの稚魚</u> 第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚)	<u>こいの幼魚</u>	第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚) のうち <u>全長 40cm 以下のこい (稚魚を除く。)</u> 第 0301.93 号の 2 (その他のもの) のうち全長 40cm 以下の <u>こい (稚魚を除く。)</u>	さけ科魚類の発眼卵	第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵) のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵	さけ科魚類の稚魚	第 0301.91 号の 1 (ますの養魚用の稚魚) 及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚) のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚	くるまえば属のえび類 の稚えび	第 0306.23 号の 1 (シュリンプ及びブローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの) のうち養殖用又は放流用の生きているえび (くるまえば属のものに限る。)
水 産 動 物	関 税 定 率 法 (明 治 4 3 年 法 律 第 5 4 号) 別 表 の 番 号																						
<u>こい、</u> <u>きんぎょその他のふな</u> <u>属の魚類、</u> <u>はくれん、</u> <u>こくれん、</u> <u>そうぎょ、</u> <u>あおうお</u>	第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚) 第 0301.10 号の 2 (観賞用の魚のその他のもの) のうち、 <u>ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお</u> 第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚) 第 0301.93 号の 2 (こいのその他のもの) 第 0301.99 号 (その他のもの) のうち、 <u>ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお</u> 第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵) のうち、 <u>こい、きんぎょその他のふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ及びあおうおのふ化用の魚卵</u>																						
さけ科魚類の発眼卵	第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵) のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵																						
さけ科魚類の稚魚	第 0301.91 号の 1 (ますの養魚用の稚魚) 及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚) のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚																						
くるまえば属のえび類 の稚えび	第 0306.23 号の 1 (シュリンプ及びブローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの) のうち養殖用又は放流用の生きているえび (くるまえば属のものに限る。) <u>のうち、稚えび</u>																						
水産動物の種苗	関 税 定 率 法 (明 治 4 3 年 法 律 第 5 4 号) 別 表 の 番 号																						
<u>こいの稚魚</u>	第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚) のうち <u>こいの稚魚</u> 第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚)																						
<u>こいの幼魚</u>	第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚) のうち <u>全長 40cm 以下のこい (稚魚を除く。)</u> 第 0301.93 号の 2 (その他のもの) のうち全長 40cm 以下の <u>こい (稚魚を除く。)</u>																						
さけ科魚類の発眼卵	第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵) のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵																						
さけ科魚類の稚魚	第 0301.91 号の 1 (ますの養魚用の稚魚) 及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚) のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚																						
くるまえば属のえび類 の稚えび	第 0306.23 号の 1 (シュリンプ及びブローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの) のうち養殖用又は放流用の生きているえび (くるまえば属のものに限る。)																						

2 税関での取扱い 農林水産大臣は、上記 1 の水産動物及びその容器包装の輸入を許可した場合には、法第 13 条の 2 第 4 項の規定により「輸入許可証」(同法施行規則別記様式第二号)(別紙参照)を申請者(輸入しようとする者)に交付する。 輸入者には、税関への輸入申告の際に当該許可証の写しを提出させるので、これをもって関税法(昭和 29 年法律第 61 号)第 70 条に規定する他の法令の証明とされたい。 3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い 前記 1 及び 2 に関して疑義が生じた場合は、<u>畜水産安全管理課水産安全室</u>に照会願いたい。	2 税関での取扱い 農林水産大臣は、上記 1 の水産動物の<u>種苗</u>及びその容器包装の輸入を許可した場合には、法第 13 条の 2 第 4 項の規定により「輸入許可証」(同法施行規則別記様式第二号)(別紙参照)を申請者(輸入しようとする者)に交付する。 輸入者には、税関への輸入申告の際に当該許可証の写しを提出させるので、これをもって関税法(昭和 29 年法律第 61 号)第 70 条に規定する他の法令の証明とされたい。 3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い 前記 1 及び 2 に関して疑義が生じた場合は、<u>水産庁増殖推進部栽培養殖課</u>に照会願いたい。																																														
別記様式第二号(第一条の四関係) <table border="1" data-bbox="159 657 1099 1430"> <tr> <td colspan="2">許可番号</td></tr> <tr> <td colspan="2">発行年月日</td></tr> <tr> <td colspan="2">輸 入 許 可 証</td></tr> <tr> <td colspan="2"> 下記 は、水産資源保護法第 13 条の 2 第 1 項の規定により輸入の許可を受けたものであることを証明する。 農林水産大臣 印 </td></tr> <tr> <td>種</td><td>類</td></tr> <tr> <td>数</td><td>量</td></tr> <tr> <td colspan="2">許可申請者の住所氏名</td></tr> <tr> <td colspan="2">荷受人の住所氏名</td></tr> <tr> <td colspan="2">荷送人の住所氏名</td></tr> <tr> <td colspan="2">輸出国検査証明書の証明書番号</td></tr> <tr> <td colspan="2">輸出国検査証明書の発行年月日</td></tr> <tr> <td colspan="2">許可に当たつての命令等</td></tr> </table>	許可番号		発行年月日		輸 入 許 可 証		下記 は、水産資源保護法第 13 条の 2 第 1 項の規定により輸入の許可を受けたものであることを証明する。 農林水産大臣 印		種	類	数	量	許可申請者の住所氏名		荷受人の住所氏名		荷送人の住所氏名		輸出国検査証明書の証明書番号		輸出国検査証明書の発行年月日		許可に当たつての命令等		別記様式第二号(第一条の五関係) <table border="1" data-bbox="1158 657 2098 1430"> <tr> <td colspan="2">許可番号</td></tr> <tr> <td colspan="2">発行年月日</td></tr> <tr> <td colspan="2">輸 入 許 可 証</td></tr> <tr> <td colspan="2"> 下記 は、水産資源保護法第 13 条の 2 第 1 項の規定により輸入の許可を受けたものであることを証明する。 農林水産大臣 印 </td></tr> <tr> <td>種</td><td>類</td></tr> <tr> <td>数</td><td>量</td></tr> <tr> <td colspan="2">許可申請者の住所氏名</td></tr> <tr> <td colspan="2">荷受人の住所氏名</td></tr> <tr> <td colspan="2">荷送人の住所氏名</td></tr> <tr> <td colspan="2">輸出国検査証明書の証明書番号</td></tr> <tr> <td colspan="2">輸出国検査証明書の発行年月日</td></tr> </table>	許可番号		発行年月日		輸 入 許 可 証		下記 は、水産資源保護法第 13 条の 2 第 1 項の規定により輸入の許可を受けたものであることを証明する。 農林水産大臣 印		種	類	数	量	許可申請者の住所氏名		荷受人の住所氏名		荷送人の住所氏名		輸出国検査証明書の証明書番号		輸出国検査証明書の発行年月日	
許可番号																																															
発行年月日																																															
輸 入 許 可 証																																															
下記 は、水産資源保護法第 13 条の 2 第 1 項の規定により輸入の許可を受けたものであることを証明する。 農林水産大臣 印																																															
種	類																																														
数	量																																														
許可申請者の住所氏名																																															
荷受人の住所氏名																																															
荷送人の住所氏名																																															
輸出国検査証明書の証明書番号																																															
輸出国検査証明書の発行年月日																																															
許可に当たつての命令等																																															
許可番号																																															
発行年月日																																															
輸 入 許 可 証																																															
下記 は、水産資源保護法第 13 条の 2 第 1 項の規定により輸入の許可を受けたものであることを証明する。 農林水産大臣 印																																															
種	類																																														
数	量																																														
許可申請者の住所氏名																																															
荷受人の住所氏名																																															
荷送人の住所氏名																																															
輸出国検査証明書の証明書番号																																															
輸出国検査証明書の発行年月日																																															

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。